

平成 27 年 4 月 27 日

| 連 絡 先   |             |
|---------|-------------|
| 監査委員事務局 |             |
| 担当者     | 植木、瀬川、木本    |
|         | 電話 224-2923 |

## 資 料 提 供 に つ い て

### 1 発表事項

平成 26 年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況（「講じた措置」）について

### 2 発表内容

平成 26 年度定期監査結果に基づいて、知事、委員会等が取り組んだ状況（「講じた措置」）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度に実施した定期監査※について、知事、委員会等から、その結果に基づいて平成 27 年 3 月までに取り組んだ状況（「講じた措置」）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 27 年 4 月 28 日付け三重県公報により公表するものです。

※ 定期監査では、各部局、地域機関など 354 箇所を対象に監査を行いました。これらの結果は、平成 26 年 10 月 27 日付け三重県公報に登載、公表しています。

### 3 「講じた措置」の状況

事業や財務の執行など、監査委員が是正・改善を求めた 181 件について、「概ね対応済み」が 91 件（構成比 50.3%）、「改善に着手」が 78 件（同 43.1%）、「検討に着手」が 12 件（同 6.6%）、「検討予定」及び「取り組んでいない」に該当するものではありません。監査結果に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 93.4% となっています。

| 項目     | 概ね<br>対応済み | 改善に<br>着手 | 検討に<br>着手 | 検討<br>予定 | 取り組ん<br>でいない | 計      |
|--------|------------|-----------|-----------|----------|--------------|--------|
| 事業意見   | 0          | 46        | 3         | 0        | 0            | 49     |
| 財務関係意見 | 91         | 32        | 9         | 0        | 0            | 132    |
| 合計     | 91         | 78        | 12        | 0        | 0            | 181    |
| 構成比    | 50.3%      | 43.1%     | 6.6%      | —        | —            | 100.0% |

- （注）概ね対応済み : 概ね改善を終えたもの  
改善に着手 : 改善に向けて取り組んでいるもの  
検討に着手 : 改善に向けて検討されているもの（改善に向けて取り組んでいるものの、数値等が悪化していると認められるものを含む）  
検討予定 : これから改善に向けて検討しようとしているもの  
取り組んでいない : 監査結果に対応されていないもの

※ 主な「講じた措置」については、次頁以下のとおりです。

(参考)「講じた措置」の例

**改善に着手**

部局名 防災対策部

|   |
|---|
| <b>監査の結果</b>  |
| 1 事業の執行に関する意見<br>(実効性のある防災・減災対策の推進)<br>(1) 東日本大震災を機に県民の防災意識は急速に高まったものの、その後、年々低下傾向を示し、台風時等の避難行動や家庭備蓄に対する意識なども十分ではない状況にある。<br>一方で、近年、全国的に局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している。<br>県では、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直しと「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」の策定に着手しているが、平成26年3月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」を含め、その周知・啓発を進め、県をはじめ市町や関係機関、県民など、各行動計画の取組主体による着実な防災活動が促進されるよう、実効性のある防災・減災対策に取り組まれない。<br>(防災企画・地域支援課)  |
| <b>講じた措置</b>  |
| <b>平成26年度</b>   |
| 1 実施した取組内容<br>平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」については、現在、各取組主体がその目標達成に向けて取り組んでいるところであり、計画の進捗については、10月の県議会常任委員会で報告を行いました。また、より多くの防災関係者に計画の周知を図るため、ホームページによる公開に加え、計画冊子を印刷(2,000部)して配布しました。<br>全国的にも深刻な被害が頻発している風水害への対策については、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の大幅な見直しと「三重県新風水害対策行動計画」の策定を行い、3月に公表しました。<br>これら計画の策定にあたっては、三重県防災会議の専門部会となる「防災・減災対策検討会議」を2回開催して有識者から計画への意見を聴き取るとともに、市町防災担当者との意見交換会の開催(14回)及び意見照会、国やライフライン企業等の防災関係機関への意見照会、パブリックコメントを実施するなど、関係部局と連携しながら、計画の実効性を高めるための取組を進めました。 |
| 2 取組の成果<br>「三重県新地震・津波対策行動計画」については、各取組主体において計画に沿った取組が着実に進められています。<br>また、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直し及び「三重県新風水害対策行動計画」の策定については、当初の予定どおり作業が進められ、3月に公表しました。<br>両計画には共通の行動項目も数多くあることから、今後は、これら計画に沿って、地震・津波対策と風水害対策を一体的に進めていくこととしています。  |
| <b>平成27年度以降(取組予定等)</b>  |
| 新たな計画となる「三重県新風水害対策行動計画」について、計画冊子を印刷し、広く防災関係者に配布してその内容の周知を図るとともに、計画の実践を促します。また、これを機に、改めて「三重県新地震・津波対策行動計画」の啓発及び周知を図ります。<br>関係部局・関係機関と連携して両計画に掲げた行動項目を着実に実践し、毎年、その進捗を県議会常任委員会で報告します。   |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(防災人材の活用による地域防災力の向上)</p> <p>(2) 県内の自主防災組織は、防災活動への参加が一部の住民にとどまっております、また、地域における防災活動を推進する「みえ防災コーディネーター」は活用が十分進んでいない状況にある。<br/>「津波避難に関する三重県モデル」(平成25年3月策定)や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」(平成25年1月改定)による取組などを県内各地域に広めていくためには、核となる人材が欠かせないことから、市町や地域のニーズに応えられるよう、防災人材の育成とその活用を促進し、地域防災力の向上を図りたい。<br/>(防災企画・地域支援課)</p>  |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成26年4月に三重県と三重大学が共同して設置した「みえ防災・減災センター」において、これまで県が育成した、みえ防災コーディネーターなどの防災人材がその知識や技能を十分に発揮し、一層、地域の防災・減災活動に活発に取り組むための仕組みとして、8月に「みえ防災人材バンク」を新たに創設しました。</p> <p>(2) 「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター育成講座修了者を対象とした講座として、「みえ防災コーディネーターコース」を新たに開講し、地域での活動に役立つ実践的な演習や防災・減災に関する最新の情報の習得を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップを図りました。</p> <p>(3) 防災現場における男女共同参画の促進と、地域等において女性の視点を取り入れた防災活動が行われることを目的に、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「みえ防災人材バンク」に112名が登録(平成27年3月末現在)され、延べ21人の登録者が地域や学校での支援活動(平成27年3月末現在)を行いました。</p> <p>(2) 「みえ防災コーディネーターコース」に、14名のみえ防災コーディネーターが受講し、実践演習等を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップが図られました。</p> <p>(3) 女性に限定したみえ防災コーディネーター育成講座では、新たに31名の修了者をみえ防災コーディネーターに認定しました。</p> <p>(参考)<br/>「みえ防災人材バンク」は、まず、コーディネーターなどの防災人材が自らの活動可能な防災・減災活動を登録し、そして、センターにおいて、県、市町、企業、地域などからの防災活動に関する協力・支援の依頼を受け、これに対し「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材を紹介し、マッチングすることで、防災人材には活動の場の提供を行うとともに、依頼者に対しては防災・減災活動への支援を行うものです。</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 「みえ防災人材バンク」への登録者を増やす取組を行うとともに、市町や地域等において実施する防災活動の情報を積極的に収集し、市町や地域への人材の紹介を行うことで、登録者に活動の場を提供します。</p> <p>(2) 引き続き、みえ防災コーディネーターがスキルアップを図る場の提供や、みえ防災コーディネーターの新規育成を行います。</p> <p>(3) 地域における「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル策定」の取組への実地支援などの取組に防災人材を積極的に活用することで、地域の防災・減災力のさらなる向上を図ります。</p>   |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>         (「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理)<br/>         (1) 県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し実績値 46.4% (平成 24 年度実績値 48.2%)、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 62.6% (同 60.9%)、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 45.0% (同 50.0%) であり、昨年度に引き続きいずれも未達成となっている。<br/>         『幸福実感日本一』の三重の実現に向け、未達成の要因分析を行い、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き、的確に進行管理されたい。<br/>         (企画課)</p>  |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容<br/>         (1) 「みえ県民カビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進するための仕組みである「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」を平成 25 年度から本格的に運用しています。その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民カビジョン」の進行管理に努めました。<br/>         (2) 「春の政策協議」では、「選択・集中プログラム」と施策等について、前年度の取組の評価を行うとともに、その成果と残された課題、平成 26 年度の取組方針の確認を行い、「平成 26 年版成果レポート」として取りまとめ、公表しました。<br/>         (3) 「平成 26 年版成果レポート」で、新たに進展度 C (あまり進まなかった) とされた 2 施策 (その他 1 施策は継続分) については、昨年度に設置した「事業改善に向けた有識者懇話会 (ブラッシュアップ懇話会)」において、外部有識者から事業のあり方や事業の見直しに関するご意見をいただきました。今後、いただいた意見を参考に、必要に応じて事業の見直しにつなげていくこととしています。<br/>         (4) 「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の間評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、社会情勢の変化等へ対応するために必要な個別検討課題、重点化施策の選定や進展度が遅れている施策について協議し、その協議結果を踏まえ、「平成 27 年度三重県経営方針 (暫定版)」を取りまとめました。<br/>         (5) 「平成 27 年度三重県経営方針 (暫定版)」において、「平成 27 年度における県政の考え方」として、「平成 27 年度は『みえ県民カビジョン・行動計画』の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に進める」と明記し、各部局に周知しています。<br/>         (6) 各部局の政策課題の解決や政策立案を支援するため、経営戦略会議における意見等を適宜、情報提供するとともに、政策アドバイザー制度の的確な運用に努めました。</p> <p>2 取組の成果<br/>         政策協議や経営戦略会議、政策アドバイザー制度の運用などを通じて、各部局に対し、必要な支援、助言等を行いました。引き続き施策等の目標達成に向け、的確な進行管理を行います。<br/>         (企画課)</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」に基づき、政策協議等を通じた的確な進行管理を行います。特に平成 27 年度は「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、春の政策協議においては、26 年度評価に加え、最終目標の達成見通しを確認したうえで、最終年度 (27 年度) の取組方向を決定します。加えて、新たに春の政策協議における二役等からの指示事項に対する各部局の対応状況を、戦略企画部で確認、フォローすることにより、「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終目標の達成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 4 月下旬 (予定) 春の政策協議の実施</li> <li>・平成 27 年 6 月頃 (予定) 春の政策協議後のフォローの実施</li> <li>・平成 27 年 8 月下旬～9 月上旬 (予定) 秋の政策協議の実施</li> </ul> <p>(企画課)</p>   |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(地方人口維持への戦略強化)</p> <p>(2) 県では、人口減少問題について、これまでも少子化対策に重点的に取り組むとともに、雇用確保のための産業振興や南部地域の活性化等に取り組んできている。</p> <p>このような中、平成 26 年 5 月に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」により将来人口推計が発表され、地方人口の急減等により、存続が困難になる自治体が生じるとの予測が示され、特に南部地域においては危機的な状況となっている。</p> <p>国においては、人口減社会に対応するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、今年度は総合戦略を策定することとしており、地方においても県版の総合戦略の策定を求められる見込みである。</p> <p>人口減少問題への対応は、中長期を見据え、産業、教育、医療、福祉等さまざまな分野での対応が必要であり、部局横断的な幅広い視点での政策が必要である。</p> <p>このため、県版の総合戦略の策定にあたっては、過疎対策、東紀州振興施策や南部地域活性化策などこれまでの施策も十分に検証したうえで、実効ある施策が講じられるよう取り組まれない。(企画課)</p>  |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>人口減少には、出生数の減少による自然減と転出超過による社会減の二つがありますが、自然減への対応については、少子化対策として、既に重点的な取組を始めています。一方、社会減への対応については、雇用確保のための産業振興策に加え、南部地域活性化の取組や若者の就労支援など、個別の政策としては従来から取り組んできましたが、流出傾向に歯止めがかかっていないのが現状です。このことから、従来の取組に加えて、人口の社会移動の契機となる、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある地域としての「暮らす」のライフシーンごとに、幅広い視点からの対策の検討を進めています。</p> <p>(1) 三重県経営戦略会議<br/>平成 26 年 2 月に開催された平成 25 年度第 4 回「三重県経営戦略会議」において、「『極点社会』の回避のために」をテーマに議論を行って以降、若者の流出防止策など人口社会減対策等をテーマに議論を実施しました。</p> <p>(2) 県内高等教育機関の長と知事との意見交換会<br/>大学進学時の県外流出が課題となっていること、県内高等教育機関は「働く」や「暮らす」場面において地域の魅力向上に大きな影響を与えることから、県内高等教育機関と県とで人口の社会減に関する認識・課題を共有し、県の政策や各高等教育機関の独自の取組につなげていくため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」を 7 月に設置し、2 月までに 3 回開催しました。</p> <p>(3) 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定に向けた取組<br/>① 県版の人口ビジョン及び総合戦略の策定に向け、全庁を挙げて取り組む体制を整備するため、1 月に知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を立ち上げ、3 月までに 3 回開催しました。<br/>また、幅広い関係者の方から意見をいただくため、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアの代表者等で構成する「三重県地方創生会議」を 3 月に立ち上げました。<br/>② 三重県における人口の現状分析及び将来展望を示す県版人口ビジョンの骨子案を作成するとともに、これまでの施策を踏まえ、現状と課題、基本的な取組方向等を整理し、県版総合戦略の骨子案を作成しました。</p> <p>(4) 国への政策提言<br/>11 月の「国への提言・提案」において、企業の本社機能等の地方への分散、大学の地方への分散（収容力向上を含む）及び魅力の向上・充実に向けた支援、地方の実情に合わせて自治体が自由に使うことができる新たな交付金の創設など、「学ぶ」「働く」「暮らす」の充実に向けた取組の実施を働きかけました。</p> <p>(5) 交付金を活用した事業<br/>国に提言していた地方の実情に合わせた自由度の高い交付金が「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」として創設されたため、緊急的な事業や効果が高い事業、中長期的な視点での仕組みづくりなど、県版の総合戦略に盛り込むことが確実な取組を中心に、先行的に平成 26 年度補正予算で事業化しました。</p> <p>2 取組の成果<br/>人口の社会減対策について、有識者や県内高等教育機関の長等から意見をいただくとともに、高校 2 年生とその保護者を対象としたアンケート調査の実施等により、課題の把握・分析を進めました。また、新たに創設された交付金を活用して、先行的な取組を事業化するとともに、「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の骨子案を 3 月に作成しました。(企画課)</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p>  |
| <p>(1) 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定<br/>「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」及び「三重県地方創生会議」を中心に議論を行い、市町等と連携の上で、平成 27 年度の早期に県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定します。総合戦略の策定にあたっては、従来の施策を十分に検証した上で、これまでの延長線上ではない実効性のある取組となるよう、検討を進めます。</p> <p>(2) 「まち・ひと・しごと創生」の推進に向けた取組<br/>「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」等を活用して、先行的に「まち・ひと・しごと創生」の推進に取り組むとともに、少子化対策、地域再生計画等に係る取組を一体的に展開します。(企画課)</p>   |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成25年度の懲戒処分については、前年度の10人から減少し、4人の知事部局職員がセクシャルハラスメント等で処分されている。</p> <p>また、平成26年度においては、無免許運転等による人身事故を起こした職員が、失職していたにもかかわらず、その事実を隠して勤務を続けていたという事案が判明している。</p> <p>これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の一つとしてあげられることから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、服務規律を徹底して再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>  |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、無免許運転の再発防止を図るため、免許所持の確認及び免許取消処分・免許停止処分を受けた場合の所属長報告を義務付けました。</p> <p>(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進<br/>組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組</p> <p>(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施(年3回)</p> <p>(3) 研修の充実(拡充)<br/>階層別研修、巡回法務・コンプライアンス研修、出前研修等の回数を増やし、具体的課題への対応を内容とするよう努めた。また、定期法務研修を新たに実施した。</p> <p>(4) コンプライアンス関連事例の収集及びその周知</p> <p>(5) リーガル・サポート<br/>法律相談、法務研修(再掲)、メルマガの発行などの取組を継続し、グループウェアやイントラネットを活用した情報提供を充実するとともに、行政手続・争訟に関する情報(関係条文、逐条解説、解説・Q&amp;A等)について、速やかに検索できるWEBサービスを導入し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。</p> <p>(6) その他実施した施策<br/>①職員の自己検証のためのコンプライアンスチェックシートの更新<br/>②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を発出するとともに、適切な事務処理の確保について、危機管理課、人事課連名で注意喚起を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成26年11月26日</li> <li>・衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について(通知) 平成26年12月1日</li> <li>・職員の綱紀粛清について(依命通知) 平成27年3月2日</li> <li>・統一地方選挙における職員の服務規律の確保について(通知) 平成27年3月13日</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、職員からは、「服務規程等を確認するよいきっかけとなった」「改めて見つめ直すよい機会となった」「繰り返すことにより、コンプライアンス意識は確かに向上しているのではないか」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。</p> <p>また、巡回法務・コンプライアンス研修(20回)や新たに実施した定期法務研修(12回)等は、アンケート結果からも高い評価を得ており、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながったと考えます。</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起の取組を行います。</p> <p>また、同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。</p>  |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成 25 年度の県財政については、建設地方債等の県債残高は減少しているものの、臨時財政対策債等を含めた県債残高の総額は引き続き増加している。また、経常収支比率は96.1%と前年度に比べて1.2ポイント、実質公債費比率についても14.6%と前年度に比べて0.5ポイント上昇している。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では県税収入の一定の増加が見込まれるものの、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が大きく減少しており、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、徹底した事業の見直しを行うとともに、収収確保対策や多様な財源確保策を進めることにより、可能な限り県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>   |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p>   |
| <p>1 実施した取組内容</p> <p>将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成 23 年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。</p> <p>平成 26 年度 (最終補正後) における県債残高 8,049 億円<br/>(参考) 中期財政見通しで示した平成 26 年度末県債残高 8,185 億円</p> <p>平成 27 年度当初予算編成では、これまで2ヶ年実施してきた新しい予算編成プロセス (※) を円滑に運用し、事業の選択と集中を更に進めることで、メリハリのある予算をめざしました。</p> <p>(※) 平成 25 年度当初予算編成で従来の施策別財源配分制度の廃止や知事と部局長の協議の場の充実などの見直しを行うとともに、平成 26 年度当初予算編成では、新たに、従来の一律のシーリングを見直し、少子化対策に資する施策を重点化施策として設定。</p> <p>さらに、多様な財源確保策としては、公用車への広告掲載、県行造林におけるオフセット・クレジット制度によるCO2 売買、ホームページへのバナー広告、共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに引き続き取り組みました。県有施設へのネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営総合競技場についてネーミングライツ・パートナーを募集した結果、パートナーを三重交通グループホールディングス株式会社、愛称を「三重交通Gスポーツの杜鈴鹿」、「三重交通Gスポーツの杜伊勢」とすることに決定し、10月1日から導入しました。契約条件は、1施設あたり年間500万円(2施設合計年間1,000万円)、10年間契約、総額1億円となっています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標達成に向けた諸課題の解決の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の経済対策を活用した事業実施のための予算措置を行いました。</p> <p>また、新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、限られた財源を柔軟に無駄なく配分しメリハリのある予算編成を実現するとともに、県債発行の抑制に配慮した当初予算編成を行った結果、中期財政見通しで示した残高を下回ることとなりました。</p> <p>なお、多様な財源確保策に取り組んだ結果、平成 26 年度は1億3,499万円の収入見込み(決算見込み)となっています。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p>   |
| <p>平成 27 年度当初予算は「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、「平成 27 年度三重県経営方針 (最終案)」を踏まえて、当初予算を編成しました。</p> <p>今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>   |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(県税及び県税以外の未収金対策)<br/>(4) 平成25年度における県税(加算金を含む)の収入未済額は、5,464,385,087円であり、前年度に比べて637,909,719円(△10.5%)減少しているものの依然として多額となっている。<br/>特に、県税の収入未済のうち83.9%(前年度84.3%)が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済における大きな割合を占めているので、引き続き地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携、特別徴収義務者の全指定など、徴収確保に努められたい。<br/>また、県税以外の未収金が6,992,601,665円あるため、県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項を定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等の諸規定に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、各部局に対し指導されたい。(財政課、徴収確保課)</p>   |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 平成22年度より、徴収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班で地方税法第48条の規定に基づく個人住民税(県民税と町民税)の直接徴収を県・市町が連携し実施しました。</p> <p>② 企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に納入する「特別徴収」について、県・市町が連携して、関係団体への働きかけを行い、平成26年度から県内全市町一斉に特別徴収義務者の指定徹底を開始しました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。(徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理<br/>徴収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。(徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策<br/>県税以外の未収金について、平成25年度に策定した「債権処理計画(目標)」に対する「債権処理計画(実績)」と平成26年度の「債権処理計画(目標)」を、決算にあわせ議会で説明するとともに公表しました。<br/>また、各部局が「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき適切な債権管理や未収金の縮減が図れるよう債権管理事務の取扱いの徹底やインターネットページの公開を行う取組を実施したほか、債権管理推進会議を開催して部局間で課題や平成26年度に行う条例に基づく私債権の放棄についての情報共有を行いました。(財政課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 個人県民税対策【平成27年2月末実績】</p> <p>① 地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の直接徴収<br/>・処理額(納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む) 約10億200万円(うち、徴収額約5億4,500万円)</p> <p>② 特別徴収加入促進と指定徹底の取組実績<br/>特別徴収義務者の指定を徹底した結果、本県における給与所得者に占める特別徴収の割合は、86.1%となり、平成21年度の取組開始時と比較して20.1ポイントの増加(うち昨年度比13.0ポイント増加)となりました。<br/>今回の指定徹底により、年間ベースで個人住民税約7億円、個人県民税約2.8億円の増収効果が見込まれます。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績<br/>研修開催7回 市町職員等延べ参加人数 259人 (徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理【平成27年2月末実績】</p> <p>① 徴収・差押など処理済額 約7,500万円(うち、徴収額約6,500万円)</p> <p>② 搜索等及び公売実施状況 搜索等回数:51回 公売状況:48件を公売し22件が落札 売却額約850万円(徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策<br/>・平成25年度債権処理計画(実績)及び、平成26年度債権処理計画(目標)の説明及び公表<br/>・徴収強化月間、債権管理自己検査及び私債権の放棄の実施 (財政課)</p> <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 三重県地方税管理回収機構は平成27年度から、これまで的高額滞納事案に加え、個人住民税をはじめとする少額滞納事案を対象とする新たな取組を開始します。この新たな取組は県が実施してきた個人住民税の直接徴収より、さらなる徴収効果が見込めるもので、県は機構の新たな取組を支援し、取組の重複する住民税班を廃止することとします。</p> <p>② 平成26年度に開始した特別徴収義務者の指定の徹底については、県内全市町が法定要件にそって実施し、制度の定着が図られるよう引き続き取組を進めます。指定の徹底に伴う課題等や特別徴収義務者の滞納対策については、研究会等を中心に引き続き市町と連携して対応策を検討していきます。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入 (徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理<br/>特別徴収機動担当と各県税事務所が連携し、引き続き滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に努めます。(徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策<br/>引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、可能な限り年度を超えないよう発生年度内の早期の回収に努めるとともに、債権処理計画の策定などの取組を実施し、未収金の縮減に取り組みます。(財政課)</p> |



|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(看護職員の確保対策)</p> <p>(3) 県は看護職員の確保のため、看護師等修学資金貸与制度やナースバンク制度等に取り組み、県内の看護職員数は増加傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの施設従事者数は全国平均を下回り、看護職員の確保が重要な課題となっている。引き続き、関係機関と連携し、人材確保対策、定着促進対策、看護職員の資質向上対策など看護職員の確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域医療推進課)</p>   |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p>   |
| <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護職員確保対策を総合的に検討する場として医療看護分野を専門とする委員等で構成する看護職員確保対策検討会を設置し、取組の方向性について検討を進めました。</p> <p>(2) 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>(3) 定着促進の取組として、医療機関に対し、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所の設置支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等への育成支援を行いました。</p> <p>就労環境改善については、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口の設置や看護管理者を対象とした研修会の開催などの取組を進めました。</p> <p>また、改正医療法に基づき、医療機関全体での勤務環境改善を図るため、三重県医療勤務環境改善支援センターを設置し、アドバイザー派遣などの総合的な支援体制の構築を進めました。</p> <p>(4) 資質向上対策として、在宅医療推進のための看護職員研修や、がん、認知症対策をテーマとした実務研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 26 年 3 月末において看護師等養成所から 871 名の卒業生が輩出され、823 名が看護職員として就業し、そのうち県内就業は 3 年ぶりに 600 人台 (641 名、77.9%) となりました。</p> <p>また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、429 名 (平成 27 年 2 月末現在) の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。</p> <p>潜在看護職員の復職研修会においては、24 人の参加があり、18 人が復職しました。</p> <p>(2) 病院内保育所運営補助について、24 時間対応加算が 9 施設、病児等保育加算が 2 施設 (平成 25 年度はそれぞれ 8 施設、1 施設) から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しました。</p> <p>新人看護職員の研修体制構築については、新人看護職員の入職のあった約 9 割の病院において、研修体制が整備され、研修修了者の割合は 89.0%となっており、看護職員の離職率も全国平均を下回っています。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p>   |
| <p>(1) 看護職員確保対策検討会での議論を踏まえ、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。</p> <p>(2) 看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、女性が働きやすい医療機関認証制度を実施します。</p> <p>(3) 看護職員等の離職防止のため、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置について、支援を充実するとともに施設の状況に応じた働きかけを実施します。</p> <p>(4) 看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成 27 年 10 月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。</p>  |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(医師の確保対策)</p> <p>(4) 県内の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国平均より少なく、都道府県順位で 37 位（平成 24 年末現在）となっており、医師確保が重要な課題となっている。このため、従前からの医師修学資金貸与制度の拡充等に加え、三重県地域医療支援センターにおいて後期臨床研修プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消に向けて、積極的に取り組んでいる。引き続き医師不足や偏在の解消に努めるとともに、これまでの取組成果の検証と必要に応じた見直しをされたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域医療推進課)</p>  |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。</p> <p>(2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行う仕組みとして、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の後期臨床研修プログラムの運用を開始しました。</p> <p>(3) 後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、医師修学資金の返還免除の要件に、同プログラムに基づき 8 年間勤務するコースを新たに加える条例改正を行い、平成 26 年 7 月から実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県医師修学資金について、面接等による選考のうえ、募集人員である 55 名に貸与を行った結果、貸与者の累計（平成 27 年 2 月末現在）が 457 名となりました。</p> <p>(2) 来年度から後期臨床研修を開始する臨床研修 2 年目の修学資金貸与者等 47 名を対象に、返還免除要件に追加した地域医療支援センターコースの周知や複数回の個人面談の実施等により、後期臨床研修プログラムの活用促進に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 次面談：平成 26 年 6 月～8 月実施</li> <li>・第 2 次面談：平成 26 年 10 月～12 月実施</li> </ul> |
| <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 三重県医師修学資金について、前年同様の募集定員 55 名の新規貸与に向けて取り組み、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、後期臨床研修プログラムの周知や個別面談の実施等に取り組み、より多くの医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラムを活用してもらうことにより、医師修学資金貸与者等の若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。</p>  |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(児童虐待の早期発見や未然防止)</p> <p>(5) 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 25 年度 1,117 件で、過去最多となっているほか、居住実態が把握できない家庭や乳幼児健康診査等を受けない家庭の存在が明らかとなっている。</p> <p>児童虐待相談における主な虐待者は、実母が 657 件と、58.8%を占めていることから、母子保健等の関係機関との連携を強化するとともに、市町に対し、居住実態が把握できない家庭等の存在を把握した場合にあっては、関係部門間での情報共有や、児童相談所での関与について確認するよう周知徹底するなど、児童虐待の早期発見や未然防止に努められたい。<br/>(子育て支援課)</p>   |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 組織体制の強化</p> <p>① 平成 24 年度に発生した 2 件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童相談所における法的対応力及び介入型支援の強化、市町の児童相談体制の強化を目的とした市町の取組に対する支援の充実を図りました。</p> <p>② 北勢児童相談所に職員 1 名を増員しました。</p> <p>(2) 新たな取組等</p> <p>① 平成 25 年度に研究開発した初期対応を的確に実施するためのリスクアセスメントツールを本格運用するとともに、対象ケースの家庭に対する中長期的な支援を的確に実施するためのニーズアセスメントツールの研究開発を行いました。</p> <p>② 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童のケースについて、民間機関との協働によるモニタリングをモデル地域で行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図りました。</p> <p>③ 平成 24 年度から取り組んでいる市町との定期協議を実施し、市町の児童相談体制の強化項目を定め、その具体化に向けた取組をアドバイザー派遣等により市町とともに進めました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。また、児童相談所、市町の児童福祉及び母子保健担当職員を対象に研修会を開催し、事例検討を通じ連携強化を図りました。</p> <p>(3) 居住実態が把握できない児童への対応</p> <p>① 居住実態が把握できない児童について、早期の把握、関係機関による情報共有、早期対応を徹底するため、対応の流れを整理し、市町と共有を図りました。</p> <p>また、児童相談所が虐待ケースとして関わり、その後、行方不明になり、支援が途切れた児童については、全国の児童相談所間での情報連絡システムを活用し、情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) リスクアセスメントツールの本格運用及びニーズアセスメントツールの研究開発、民間との協働によるモニタリングの実施等により、児童虐待対応をよりの確に実施していくための共通理解が進みました。</p> <p>(2) 市町に対する支援を充実したことにより、市町の児童相談体制の強化を促し、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や児童虐待事例への的確な対応につなげました。</p> <p>(3) 事例検討会の実施等により、市町の児童福祉分野と母子保健分野との連携及び市町と児童相談所との連携の強化を図るとともに、警察や教育委員会との連絡会議に市町児童福祉担当も加わり、実践的な対応の理解や関係機関間の連携強化につなげました。</p> <p>(4) 居住実態が把握できない児童については、市町要保護児童対策地域協議会での情報共有や、CA情報の発出による全国の児童相談所間での情報共有を行い、当該児童の状況把握に努めました。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、民間機関との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図ります。(実施地域は平成 26 年度 1 地域→平成 27 年度 2 地域に拡充)</p> <p>(2) 平成 25～平成 26 年度に研究開発を行ったリスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの運用の定着と精度向上を図ります。</p> <p>(3) 医療従事者向けの研修の実施により、児童虐待対応に関する医療分野の知識の普及を図り、医療機関における早期対応を促進します。</p> <p>(4) 引き続き全市町と児童相談センター(管轄の児童相談所含む)との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して、市町の児童相談対応力強化に向けた取組の具体化を進めます。</p> <p>(5) 市町の母子保健主管課や各保健所との連携、及び児童相談所に配置している保健師の活用等により、児童虐待対応における母子保健分野との連携強化を図ります。</p> <p>(6) 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、アドバイザーを派遣するとともに、平成 26 年度の市町の取組結果をふまえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、ケース対応力の向上につなげます。</p> <p>(7) 居住実態が把握できない児童については、引き続き、市町要保護児童対策地域協議会における情報共有やCA情報発出による全国の児童相談所との情報共有を進め、当該児童の状況把握に努めます。</p>  |

|  |
|--|
| <p>監査の結果</p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(文化の拠点機能の強化)</p> <p>(1) 県の文化の中核的な拠点である「文化交流ゾーン」を構成する各施設(図書館、美術館及び総合文化センター)の利用者数の平成25年度実績値は、いずれも「みえ県民ビジョン・行動計画」の目標値を達成していない。また、概ね10年先を見据えた「新しいみえの文化振興方針(仮称)」(平成26年11月公表予定)では、文化の拠点機能の強化を重点施策の一つとして位置付けており、平成26年4月に三重県総合博物館が開館したことを契機として、同博物館を含めた「文化交流ゾーン」の各施設が全体としての魅力を高めることをめざしている。</p> <p>「文化交流ゾーン」の各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、連携を強化することにより、より多くの県民が学び、体験し、交流できる場となるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>  |
| <p>講じた措置</p>   |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新しいみえの文化振興方針の策定<br/>三重県文化審議会の調査・審議を経て10年先を見据えたみえの文化振興に係る新たな方針を策定しました。この中では、県立文化施設のめざす姿や運営のあり方等に関する方向性についても明らかにしました。</p> <p>(2) 新しいみえの文化振興方針を踏まえた取組</p> <p>① 各施設の取組<br/>異なる特徴を有する各県立文化施設がその役割を踏まえて、県民の皆さんに文化芸術や学びの機会を提供しました。<br/>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県総合博物館…開館記念企画展(第1弾～第6弾)、企業等とのコラボレーション企画等</li> <li>・図書館…出張図書館、講座・フォーラムの開催、ナイトライブラリー等</li> <li>・美術館…魅力的な作品や本県ゆかりの作品を扱う企画展、ミュージアムコンサート</li> <li>・総合文化センター…開館20周年を記念する大型公演等</li> <li>・斎宮歴史博物館…開館25周年特別企画展等</li> </ul> <p>② 連携強化の取組<br/>「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録10周年を記念し、県立文化施設が、それぞれ異なる視点で熊野を統一テーマとする展覧会等を開催しました。<br/>また、各館の観覧券の半券を提示することで他館の展覧会を割引額でご覧いただけるキャンペーンや近隣レストラン3店舗と連携したスタンプラリーを実施したほか、各館のチラシに他館の企画展情報掲載を掲載するなど、連携の強化に努めました。</p> <p>③ 文化交流ゾーン構成施設の運営手法の検討<br/>審議会で示された方向性を踏まえ、関係者の意見を伺いつつ、運営手法について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果<br/>各県立文化施設が独自性を発揮し、連携を強化した結果、三重県総合博物館では展示観覧者数が目標である220,000人を超える306,692人となるなど、多くの県民の皆さんに学びや交流の機会を提供することができました。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後とも「新しいみえの文化振興方針」に基づき、県立文化施設が各々の役割等を踏まえた魅力向上を図りながら、施設間の相互連携や市町等との連携を強化し、県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ、学び、交流する機会の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>   |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(男女共同参画社会の推進)</p> <p>(2) 県民の社会全体における男女の地位の平等感については、依然として低く、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況である。<br/>県の各部局や関係機関等と連携し、男女共同参画の取組を進めるとともに、企業等が女性の活躍及び男女ともに働きやすい職場づくりを推進するための具体的な行動の促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p>  |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県における男女共同参画の取組を進めるため、事業課に対して三重県男女共同参画審議会によるヒアリングや各部局へ県の審議会等委員への女性の登用に関して要請等を行いました。また、市町を対象に担当主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 6 月～8 月 三重県男女共同参画審議会（全体会 2 回、部会 12 回）</li> <li>・平成 26 年 5 月、平成 27 年 2 月 市町担当課長会議</li> <li>・平成 26 年 5、11 月、平成 27 年 3 月 市町担当職員研修会</li> </ul> <p>(2) 県内の企業等における女性の活躍を推進するため、地域経済団体等が一体となり広く県内企業・団体等に女性の活躍推進を働きかけていくことを目的とする「みえ女性活躍推進連携会議」を開催するとともに、女性の活躍推進の機運を醸成していくために、企業・団体等それぞれの取組を見える化する「女性の活躍推進三重県会議」を設立しました。また、企業の経営者や人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 8 月 みえ女性活躍推進連携会議</li> <li>・平成 26 年 9 月 経営者向けセミナー</li> <li>・平成 26 年 11 月 女性の活躍推進三重県会議キックオフ大会</li> <li>・平成 27 年 2 月 男性管理職のためのセミナー</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県及び市町における審議会等委員への女性の登用を働きかけ、県の女性登用率が 33.6%（昨年度比 1.3 ポイント増）、市町の女性登用率も 24.8%（昨年度比 0.8 ポイント増）となりました。</p> <p>(2) 「女性の活躍推進三重県会議」の会員数が 105 になりました。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、各部局へ三重県男女共同参画審議会による評価などに対応した取組の促進等、審議会等委員への女性登用の要請等を行います。また、市町に対しては、女性登用率の低い市町を中心に、登用が進まない理由を尋ねる等して一層の働きかけを行うとともに、主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携等を図ります。</p> <p>(2) 企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者向けセミナーの開催や積極的に取組を進める企業等に研修の講師やアドバイザーを派遣する等の支援を行っていきます。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p>  |

|   |
|---|
| 監査の結果   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(地籍調査事業の促進)</p> <p>(1) 国土調査法に基づき、土地の基礎的な情報を明らかにすることを目的に地籍調査を実施しているが、本県における平成25年度末時点での進捗率は8.87%と、全国平均の51.0%と比べて低い値となっている。</p> <p>実施主体である市町の実質的な財政負担が5%であるにもかかわらず、進捗しない大きな原因は、市町において必要な人員確保ができていないことと考えられるので、例えば公的団体等の活用など、市町が計画的・効率的に進捗するための方策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>  |
| 講じた措置   |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の幹部職員等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果を説明し、早期事業再開について要請しています。</p> <p>(2) 南海トラフ地震への備えとなることから、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査の活用について市町に働きかけています。</p> <p>(3) 人手がかかることが地籍調査の進まない原因の一つとなっていることから、東海ブロック国土調査推進連絡協議会等を通じて、市町職員等の人件費の補助化を、国土交通省に要望しました。また、協議会等が主催する市町等・県地域機関等担当者を対象とする講習会等を通じて、外部委託の促進に取り組んでいます。</p> <p>(4) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策を検討しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 海岸を有する18市町が、南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査を実施しています。また、事業再開までには至っていませんが、休止している5市町のうち4市町が、この国直轄調査を実施しています。</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査の実施を、これまでに引き続き、国土交通省に要望していきます。</p> <p>(2) 震災後の街づくり等復旧、復興を迅速に行うためには地籍調査を実施する必要があります。このため、市町とともに、津波浸水想定地域での地籍調査の拡大について重点的に取り組みます。</p> <p>(3) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策について、引き続き検討していきます。</p>   |

|   |
|---|
| 監査の結果   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(南部地域の活性化の取組)</p> <p>(3) 三重県南部地域では、第一次産業の衰退に加え、企業誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えている。特に、若者の定住率が平成23年度以降減少していることから、引き続き若者の雇用の場の確保、定住促進をめざす「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課)</p>  |
| 講じた措置   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、南部地域活性化基金(以下「基金」という。)を活用した事業や集落機能を維持するための取組の進捗状況等について市町と情報共有を図るとともに、複数市町の連携による若者の働く場の確保、交流人口の拡大など地域の特性を生かしたさまざまな取組を基金により支援しました。</p> <p>(2) 三大都市圏において移住相談会を開催するなど、三重の田舎暮らしに関する情報の効果的な発信に努めました。</p> <p>(3) 集落機能を維持するための取組を、三重大学と連携して南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つの地域で住民と大学生の話し合いを経て、住民が主体となった取組の試行を進めました。また、四日市大学と連携して新たに取り組んでいる鳥羽市では、学生が地域で活動するにあたっての打ち合わせを関係者と進めました。</p> <p>(4) 市町の若手・中堅職員が地域づくりに対して意欲的に取り組むきっかけとするため、三重大学と連携して「南部未来塾」を6回開催しました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を図りました。</p> <p>(6) 関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、7月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 基金創設から3年目にあたる平成26年度は、市町のさまざまな枠組みによる主体的な取組が進むとともに、27年度に向けた事業化にあたっては新たな提案と地域的な広がりが見られました。</p> <p>(2) 市町と連携した移住相談会の開催等、効果的な情報発信を行うとともに、田舎暮らし体験の実施などにより、移住者の受入体制を充実しました。</p> <p>(3) 集落機能を維持するための取組では、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、鳥羽市の5つの地域で、住民が主体となり、学生との共同作業による、集落の維持に向けた活動が進んでいます。</p> <p>(4) 三重大学と連携して「南部未来塾」を開催することにより、意欲的に地域づくりに携わる若手市町職員等のスキルアップを図りました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した事業への支援については、昨年度から継続の2事業者に加えて新規雇用を伴う事業を行う2事業者を採択し、雇用創出につなげています。</p> <p>(6) 「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、庁内で情報共有を図り、県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、国の施策に関する情報を市町へ提供するなど、調整を図りました。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 市町間の一体感を高める効果的な取組に対して、引き続き基金を活用して支援を行うとともに、より事業効果を高めるための助言や協力を積極的に行っていきます。あわせて、協議会等の場において関係市町と各種取組に関する情報共有や意見交換を行うことで、市町連携等による、地域が主体となった活性化に向けた仕組みをより強固なものにしていきます。</p> <p>(2) 都市部に住む若者の田舎暮らしへのニーズは高まっていることから、引き続き関係市町と連携し、受入体制の充実、移住関係者のネットワークづくりに取り組むとともに、東京に開設予定の移住相談センターを活用し、南部地域への移住促進に取り組めます。</p> <p>(3) 大学と連携した集落機能を維持するためのモデル的な取組については、平成26年度から開始している鳥羽市での取組を継続します。また、地域おこし協力隊の活用など市町の実情に応じた取組を支援するとともに、サポート人材のスキルアップと集落支援の取組の波及に向けて、関係者による情報共有や学び合い、成果発表の場づくりや交流の場づくりに取り組みます。</p> <p>(4) 住民の主体的な取組をサポートする人材が不可欠であり、その育成について継続的に取り組んでいく必要があることから、「ディスカッションリーダー養成講座」など人づくりの取組を引き続き進めます。</p> <p>(5) 地域資源を活用した事業への支援については、平成26年度採択分を継続して支援することにより事業展開や事業拡大を促進し、雇用の場の確保につなげます。</p> <p>(6) 地域において生き生きと働く若者に焦点を当て、南部地域における多様なライフスタイルを発信するとともに、交流の場づくりを行うことで、若者の南部地域への関心を高めます。</p> <p>(7) 県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、地方創生の動きなど、国の施策に関する情報を市町等と共有・活用するなど、南部地域の活性化に向けて幅広く取組を進めます。</p>  |

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(農林水産物の海外展開)

- (1) 農林水産物の海外展開については、「三重県農林水産物・食品輸出協議会」を核に、「みえ国際展開に関する基本方針」や、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、輸出拡大に取り組んでいるところである。

輸出については、国や品目毎に課題や取組状況が異なることから、専門性を高めながら、相手国の特性の把握や海外で通用する安全・品質管理の体制整備が必要となる。

このため、県内事業者への輸出調査で明らかとなった課題等も踏まえ、県産品の魅力をPRするための継続的な物産展の開催、商談機会の創出や、食品等の安全性の確認体制など輸出環境の整備促進等を行い、県輸出協議会及びノウハウを有する民間企業等とも協力しながら、農林水産物の輸出促進に努められたい。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

## 講じた措置

## 平成 26 年度

## 1 実施した取組内容

県では県産農林水産物・食品の輸出拡大を進めるために、平成 26 年 3 月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会では県内の各種団体 12 団体と 33 者の個人、企業で組織され（平成 27 年 3 月末）、輸出ルートをもつ商社や独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）をアドバイザーに委嘱し、①研修会及び相談会の開催、②海外における三重県物産展の開催、③国際見本市への出展、④バイヤー招へい等の事業に取り組んでいます。また、品目別課題を解決するために専門部会を設置し、国毎に異なる輸出環境等の調査・検討を進めるなど今後の販路開拓に向けた取組を進めています。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

## 2 取組の成果

協議会では台湾、タイを重点地域・国と位置づけており、平成 24 年度から取組を進める台湾ではこれまで台北市の高級ショッピングモールと台中市の高級スーパーにおいて計 6 回の三重県物産展を開催して、台湾の消費者へ県産品のPRやニーズ把握を行うとともに、国際展示会への出展や台湾バイヤーの県内へ招へいなど台湾バイヤーとの商談機会の創出を図りました。

一方、タイでは、バンコクの高級スーパーで試食販売会を開催し、青果物（みかん、柿、いちご）と加工品（菓子、練り物など）をタイの消費者にPRするとともにニーズ調査を行いました。また、今後需要が期待される柿を中心に輸出拡大を図るために、バイヤーを招へいし、園地視察や事業者との商談・意見交換を行いました。

各部会事業については品目別にターゲットとする国別の課題解決を進め、部会員に対する研修等によるスキルアップの支援と、具体的な輸出に向けた課題解決策を進めており、農産部会では、バイヤーの現地視察で高い評価が得られましたが、タイまでの長距離輸送の間に品質が低下するなどの課題が残りました。畜産部会では、三重県産ブランド牛肉である「伊賀牛」「松阪牛」の米国への販路開拓を進め、米国において高級レストランのシェフなどの食品流通業者等へプロモーションを行ったことにより、平成 27 年 1 月には、「伊賀牛」の米国への商業出荷が始まりました。水産部会では、今後県産水産物の輸出が期待できるシンガポール及び上海の市場調査を実施し、現地の情勢等を把握しました。（フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課）

## 平成 27 年度以降（取組予定等）

協議会では県産農林水産物等の輸出拡大に向け、引き続き台湾及びタイにおいて、今後も新しい商品のテストマーケティングの場として物産展等を継続するとともに、今後、輸出拡大の可能性の高い商品を中心に、展示会や見本市への出展、バイヤーの県内招へいなど B to B による商談機会の創出に注力していきます。また、協議会会員に対する支援として、アドバイザー等関係者と連携し、事業者の輸出に関する知識向上に資する研修会やセミナー等を開催していきます。

各部会においては、農産部会では、青果物について、課題となっている長距離輸送中の品質保持技術や海外の嗜好に合った品質基準を満たす栽培技術の開発に取り組めます。また、全国有数の生産量を誇る茶について、残留農薬など海外での品質基準を満たす商品作りに向けた環境整備に取り組めます。

畜産部会では、生産者団体による米国への牛肉輸出が自立して継続されるよう、輸出の実現に向けたフォローアップに取り組めます。また、EU 等新興市場に向けた輸出の足掛かりとするため、生産者団体による国際見本市への出展等現地バイヤー等との商談機会の創出の支援を進めていきます。

林産部会では、輸出用原木の安定供給を図るために研修会や検討会を開催するとともに、海外における需要等の調査に取り組めます。

水産部会では、平成 26 年度に実施した海外市場開拓調査結果を部会員に周知を図るとともに、輸出対象国での海外見本市に合わせた営業活動や海外バイヤーの県内への招へい・商談業務などの取組を進め、輸出の定着化を図ります。また、EU 向けやアメリカ向け水産物輸出に必要な HACCP 認定の取得に係る研修会の開催や先進事例の調査等を行い、水産物の輸出拡大へつなげていきます。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)



|   |
|---|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(県行造林事業の検証)</p> <p>(3) 県行造林事業については、県が土地所有者(市町や財産区等)と契約を結び、その所有する林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施している。</p> <p>現在、維持管理経費の節減と収入増加に努めているものの、木材価格の低迷や未だ多額の借入金償還を行っているなど、今後も、厳しい経営収支状況が続く見込みである。</p> <p>このため、各年の事業費を明らかにした契約単位での収支台帳を作成するなど、事業全体の正確な収支状況を把握するとともに、林業収益性の低下等、林業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、今後の事業のあり方について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(治山林道課)</p>   |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県行造林事業については、5 年を 1 期とする経営計画に基づき、間伐等の保育事業を行い、また、収入の確保のため、間伐木や支障木の売り払いに努めてきましたが、必ずしも県行造林ごとの施業コストを意識した施業管理を行っているものではありませんでした。</p> <p>このため、県行造林ごとに過去の施業歴や施業経費等の収支状況を把握するため、施業台帳の作成を平成 26 年 8 月 25 日から着手しました。</p> <p>平成 26 年 12 月 12 日には県行造林関係担当者会議を開催し、整備した施業台帳の内容を把握することにより施業コストを意識した施業管理を行っていくとともに、今後の伐採計画の策定に向け、前段階として、現時点において主伐が可能な林分の選定作業を進めていくことを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県行造林ごとの施業台帳の整備は平成 27 年 3 月に整備を完了し、主伐が可能な林分の選定については、平成 26 年 12 月から全ての県行造林を対象に作業を進めています。</p> <p>また、今後の伐採計画を策定するために必要となる立木評価に係る調査方法については、より効率的に行うため、近隣府県の状況を踏まえつつ、平成 26 年 12 月から関係規程の見直しを進めています。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後の県行造林事業の実施については、常に施業コストを意識するため、施業台帳の内容を把握しながら施業管理を行っていくこととします。</p> <p>今後の伐採計画については、平成 29 年度末に策定する第 11 期三重県県行造林経営計画(平成 30 年度から 5 か年)に合わせて、全県行造林を対象とした中長期の伐採計画を策定することとします。</p> <p>このため、現時点で主伐が可能な林分として選定できなかった場所においても、平成 27 年度下半期から平成 29 年度末までに、立木評価の結果等を踏まえ、主伐の時期について土地所有者との調整ができるよう作業を行っていきます。</p>   |

|  |
|--|
| 監査の結果  |
| <p>1 事業の執行に対する意見<br/>(障がい者雇用の促進)</p> <p>(1) 平成 25 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年度の 1.57%を上回ったものの、1.60%にとどまり、全国最下位となっている。<br/>今後も、関係機関とさらに連携して民間企業等への働きかけを行うとともに、現在準備中のステップアップカフェ(「Cotti 菜(こっちな)」)を通じ、障がい者の職業訓練と障がい者雇用への県民の理解を進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p>   |
| 講じた措置  |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ステップアップカフェの整備にかかる取組<br/>産業界、労働界、障がい者就労支援事業所などをメンバーとして「三重県障がい者雇用促進会議」を開催し、「障がい者雇用の促進する新たな仕組みづくり」として、障がい者が当たり前前に働いている姿に接することができ、障がい者の成長と変化、そして就職へのステップが見える「場」として検討を進めてきたステップアップカフェを次の通り整備しました。</p> <p>平成 26 年 6 月 公募により運営事業者を選定<br/>平成 26 年 9 月 店舗名を公表「C o t t i 菜」<br/>平成 26 年 11 月 店舗整備完了<br/>平成 26 年 12 月 24 日 ステップアップカフェ「C o t t i 菜」<br/>三重県総合文化センター内「フレンテみえ」1 階にオープン</p> <p>(2) 障がい者雇用に対する理解促進と雇用の場の確保等に係る取組</p> <p>ア 障がい者雇用に対する理解促進及び雇用推進</p> <p>① 障がい者雇用優良事業所表彰・事例発表の開催(9 月 30 日開催)<br/>② 障がい者交流促進事業(12 月 24 日オープニングイベントにおいて実施)</p> <p>イ 実習・訓練等による職業能力開発・人材育成</p> <p>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施<br/>② 津高等技術学校で OA 事務訓練(期間 1 年間)の実施<br/>③ 三重県障がい者技能競技大会の開催(12 月)<br/>④ 障がい者実習訓練事業の実施(就労基礎スキル養成+インターンシップ 4 回開催)</p> <p>ウ 障がい者の働く場の拡大</p> <p>① 障がい者雇用アドバイザー(1 名)による企業への助言・求人開拓等<br/>② 特例子会社設立の支援(1 社補助金事業計画承認見込み)<br/>③ 障がい者就職面接会の開催(9 月～11 月 県内 10 会場)<br/>④ 障害者雇用活性化事業の実施(障がい者雇用モデル取組コンサルティング、3 社)</p> <p>(3) 連携体制の整備・強化</p> <p>① 障がい者雇用を推進する多様な主体による三重県障がい者雇用推進協議会の設立(11 月設立)<br/>② 地域自立支援協議会就労部会への参画及び行事への強力支援<br/>③ 三重労働局との密接な連携</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 26 年 6 月 1 日現在の県内の民間企業の障がい者実雇用率は 1.79%となり、障がい者の法定雇用率 2.0%及び全国の障がい者実雇用率 1.82%には達しなかったものの大幅な改善となりました。</p> <p>(2) ステップアップカフェ運営：障がい者雇用(2 月末現在)8 名<br/>集客数(平成 27 年 2 月末) 7,331 人(1 日平均 138 人) 順調に運営。<br/>カフェの評価 : 障がい者がしっかりと働く姿に感心する来客者の感想を得ており、設置趣旨である障がい者の就労に対する理解が進んでいます。</p> |
| <b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b>   |
| <p>今後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップアップカフェの機能充実と効果的な活用</li> <li>・三重県障がい者雇用推進協議会による取組の推進</li> <li>・企業が主体的に参画する障がい者雇用推進企業ネットワークの構築</li> <li>・三重労働局との連携による障がい者雇用率の更なる向上</li> </ul> <p>を図ります。</p>  |

|   |
|---|
| 監査の結果   |
| <p>1 事業の執行に対する意見<br/>(中小企業・小規模企業の振興)</p> <p>(2) 本県の中小企業・小規模企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与し、雇用を支える重要な存在である。</p> <p>こうしたことから、中小企業・小規模企業の振興のため、県では、経営の安定や新たな事業展開、販路拡大、人材育成などの支援に取り組んでいるところである。</p> <p>しかし、中小企業・小規模企業の多くは、資金や人材・技術力・営業力などの経営資源が脆弱であることから、今後は、中小企業・小規模企業振興条例(平成26年4月1日施行)に基づき、企業規模や技術力等の実態を踏まえ、それぞれの企業のやる気を引き出すとともに、その企業の特性に応じたきめ細やかな支援を商工団体等と連携して着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</p>  |
| 講じた措置   |
| <p><b>平成26年度</b></p>  |
| <p>1 実施した取組内容</p> <p>本年4月1日の条例施行後、条例の具現化に向け、それぞれの企業の特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、商工団体等と連携し、以下のような取組を行っています。</p> <p>(1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知<br/>(2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催<br/>(3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用<br/>(4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営<br/>(5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営<br/>(6) 資金供給の円滑化(県単融資制度の運営)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知</p> <p>① 本年4月18日、キックオフ集会を開催(参加実績:約450人)</p> <p>② 商工団体の役員会や専門部会、金融機関の行員向け説明会等に県職員が出向き、条例及び条例に基づく支援施策のPR(開催実績:31箇所、参加人数約1,180名)</p> <p>③ 3月下旬、県内企業の支援施策に関する説明会(同時開催:経営課題解決のためのよろず相談会)を開催し、条例及び条例に基づく支援施策のPR(開催実績:県内5地域で開催、参加人数約200名)</p> <p>(2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催</p> <p>条例の推進体制の構築、国・県・市町等の支援施策の共有とともに、各地域ごとの検討テーマを洗い出し、具体策をワーキンググループで検討していく体制を整えました。</p> <p>① 平成26年5月、県内5地域で第1回協議会開催(条例推進体制の構築及び地域課題に関する意見交換)</p> <p>② 平成26年9月、県内5地域で第1回分科会開催(国・県・市町の支援施策の共有及び連携のきっかけづくり等)</p> <p>③ 平成26年11月 県内5地域で第2回分科会開催(情報発信の取組及び地域課題の検討等)</p> <p>④ ワーキンググループの立ち上げ(地域課題解決に向けた具体策の検討)</p> <p>・「街道を活用した地域内連携」(北勢地域)、「地域全体で取り組む販路拡大」(伊勢志摩地域)、「地域における創業支援体制の構築」(伊賀地域)など8テーマで計12回開催</p> <p>(3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用<br/>認定実績:166件(ステップ1:52件、ステップ2:105件、ステップ3:9件)</p> <p>(4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営<br/>2月末相談実績:相談対応件数1,590件、相談者数716者(うち来訪相談者数541者)</p> <p>(5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営<br/>相談実績:28件(相談企業数22社)</p> <p>(6) 資金供給の円滑化<br/>2月末融資実績:小規模事業資金354件、創業・再挑戦アシスト資金156件、セーフティネット資金252件</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p>   |
| <p>今後も、条例に基づき、地域を支える中小企業・小規模企業に対して、条例及び条例に基づく施策の情報発信、相談体制の充実、三重県版経営向上計画の作成・実行支援、資金供給の円滑化をはじめ様々な支援をきめ細かく行うとともに、各地域のワーキンググループで、それぞれのテーマについて具体的な検討を行い、順次必要に応じて事業展開をめざすなど、中小企業・小規模企業の振興を図っていきます。</p>  |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p>  |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(土砂災害の防止)</p> <p>(2) 平成 26 年 8 月に広島県で発生した土砂災害をはじめとして、毎年のように全国各地で大規模な土砂災害が発生している。こうした災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、市町が行う警戒避難体制の整備への支援などソフト対策の充実に努められたい。</p> <p>本県における土砂災害警戒区域の指定率については、平成 24 年度末時点の 7.4% (全国最下位) から平成 25 年度末時点で 18.6% (全国 43 位) まで改善したものの、依然として大幅に遅れている状況にあるため、今後も引き続き、市町と連携して基礎調査を行うとともに、地区住民等の理解を得て、早急に区域指定を進められたい。</p> <p>(防災砂防課、流域管理課)</p>   |
| <p>講じた措置</p>  |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) いなべ市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、熊野市、紀宝町の 10 市 3 町の 896 箇所において基礎調査に着手しました。</p> <p>また、平成 26 年度補正予算により、桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、朝日町、亀山市、津市、多気町、大紀町、南伊勢町、志摩市、名張市、熊野市、紀宝町の 8 市 6 町で新たに 1,160 箇所の基礎調査に着手しました。</p> <p>(防災砂防課)</p> <p>(2) 津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、菰野町の 10 市 1 町において土砂災害警戒区域 1,669 箇所と土砂災害特別警戒区域 1,549 箇所を新たに指定しました。</p> <p>(防災砂防課、流域管理課)</p> <p>(3) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町との担当者会議を 3 回実施しました。(防災砂防課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は 4,689 箇所 (指定率 28.9%) に、土災害特別警戒区域の指定数は 4,294 箇所 (指定率 26.5%) になりました。(防災砂防課、流域管理課)</li> </ul> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 基礎調査の完了年度を平成 36 年度から平成 31 年度に 5 年間前倒しするとともに、土砂災害警戒区域等の指定についても推進していきます。(防災砂防課、流域管理課)</p> <p>(2) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県土砂災害情報提供システムで提供している土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域マップ及び土砂災害危険度情報について、市町が避難勧告などの発令や住民避難の際に効果的に活用できるように、市町との担当者会議などを通じて技術的支援を行います。(防災砂防課)</li> </ul>  |

|   |
|---|
| 監査の結果   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>(3) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、民間事業者の砂利採取を活用して撤去する方法や河川の維持管理として行う方法を組み合わせて取り組んでおり、平成25年度には約43万<math>\text{m}^3</math>の土砂を撤去している。</p> <p>しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、撤去に対する要望も多いことから、治水安全上の優先度等を踏まえ、市町と情報共有を図りながら計画的に対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域管理課)</p>  |
| 講じた措置   |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成16年の台風21号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。</p> <p>平成26年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、河川堆積土砂撤去を実施しました。</p> <p>また、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて、関係市町とともに撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成26年度は、砂利採取を活用する方法により約15万<math>\text{m}^3</math>、災害復旧により約11万<math>\text{m}^3</math>、河川改修により約9万<math>\text{m}^3</math>、河川の維持管理として行う方法により約10万<math>\text{m}^3</math>、合計約45万<math>\text{m}^3</math>の堆積土砂が撤去される見込みです。</p> <p>(平成26年度堆積土砂撤去量については、現在、集計中です。)</p> |
| <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、堆積土砂撤去を進めます。</p>  |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(会計事務の支援)</p> <p>(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組まれているところであるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。<br/>このような状況を踏まえ、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>  |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の4地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化し、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>(5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査で発生した指導事項の事例集の追加・修正等の充実を図り、各所属に情報提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種研修については、平成26年度は延べ1,852人と前年度の1,800人を上回る参加を得ています。相談業務については、平成26年度の相談件数は9,240件で、前年度の8,916件と比較して増加しています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図ったことで、平成26年度の指導件数は286件と、前年度の389件から大きく減少しました。</p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。</p> <p>(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修などの充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を実施し、一層各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p> |

|   |
|---|
| <p><b>監査の結果</b></p>   |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(学力の向上)<br/>(4) 平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均(公立学校)を下回る状況が続いている。平成 26 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。<br/>このため、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、学習意欲の向上や家庭での学習習慣を定着させるなど、学力の向上対策を強力に推進されたい。(小中学校教育課)</p>  |
| <p><b>講じた措置</b></p>   |
| <p><b>平成 26 年度</b></p>  |
| <p>1 実施した取組内容<br/>(1)学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校を 100 校指定し、学力向上アドバイザー等を派遣し、授業力向上のための具体的な指導方法等についての指導・助言を行いました。また、各実践推進校に少人数指導のための非常勤講師を 1 名配置しました。<br/>(2)10 月 1 日付けで副教育長をチームリーダーとする学力向上緊急対策チームを事務局内に設置し、これまでの学力向上施策の検証とともに、改善策、強化策を検討し実行に移しています。また、県尾鷲庁舎に、東紀州地域への重点的な支援を行うため、同日付で教育委員会事務局の職員 3 名を常駐させました。<br/>＜学力向上緊急対策チームによる重点取組＞<br/>・県の指導主事、研修主事、学力向上アドバイザーが小学校を訪問し、管理職との対話や授業参観により学力向上の取組の実態把握と危機意識の共有を行いました。<br/>・全国学力・学習状況調査結果の公表のモデル様式を提示するとともに、希望のあった 2 町に対して調査結果の分析支援を行いました。<br/>・全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートの全公立小中学校での活用を学校訪問等を通じて働きかけました。<br/>・国の調査官を招聘した小学校国語の授業研究や研修会を開催しました。<br/>・「学力向上通信 三重の学-V i v a !!」を定期的に発行し、公立小中学校へ全国学力・学習状況調査の活用方法や県内の優良取組等について情報発信しています。<br/>・読書習慣や生活習慣等の確立のため県 P T A 連合会と連携した「チェックシート」のキャンペーン期間を 2 回設定しました。<br/>(3)県民総参加による子どもたちの学力向上のため、みえの学力向上県民運動「フォローアップイベント」を開催しました。</p> <p>2 取組の成果<br/>(1)実践推進校へのアドバイザー等の訪問(のべ 834 回)により、組織的・継続的な授業改善に取り組む少人数指導の推進ができました。<br/>(2)県尾鷲庁舎の駐在指導主事の東紀州地域すべての小中学校訪問(のべ 139 回)により、東紀州地域の学力向上の取組の進捗状況の把握と学習指導要領に基づく授業改善の必要性や教師の意識が高まりました。<br/>(3)指導主事等が県内の公立小学校の 2/3 にあたる 257 校を訪問し、学力向上の取組の共通理解を持つことができました。また、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートを活用した指導改善の取組を促進することができました。<br/>※みえスタディ・チェックは 7 月実施(試行)は約 7 割実施、年度内では約 8 割実施しました。また、約 9 割の小中学校で、ワークシートを活用した学力向上の取組を進めました。<br/>(4)すべての市町、および 536 校中 529 校の公立小中学校が、何らかの形で全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。(数値を含めた公表: H25 7 市町→H26 9 市町、数値を含めない公表 H25 9 市町→H26 20 市町)<br/>(5)国の調査官を招いての研修会(9 月 16 日、11 月 25 日、1 月 27 日、2 月 2 日)にインフルエンザ等で参加できなかった学校を除き、すべての小学校(373 校/378 校)の担当者が少なくとも 1 度は参加し、国語科の授業づくりについて共通理解を持つことができました。<br/>(6)県民運動の「フォローアップイベント」(12 月 19 日)では、沖縄県の先進的な取組や県内の優良事例の発表等を行い、学校、家庭、地域の一層の連携を進めました。また、県 P T A 連合会との連携により設定したキャンペーン期間中に「チェックシート」を活用し、読書習慣や生活習慣等の確立を目指した取組を進める公立小中学校が約 8 割(昨年度約 5 割)となりました。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p>   |
| <p>(1)県内すべての公立小中学校で、全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」、ワークシートの 3 点セットを活用した授業改善の取組を学校訪問等を通じて徹底します。また、実践推進校では、県の学力向上施策を確実に実行し、主体的に課題改善への取組を進めるよう支援します。<br/>(2)実践推進校には、引き続き、学力向上アドバイザーの派遣や非常勤講師の配置等を通じて総合的に支援します。<br/>(3)公立小中学校約 400 校を指導主事等が計画的に訪問し、学力向上の取組を支援します。<br/>(4)学習指導要領を踏まえた教科指導を徹底するため、国の調査官等を招いての研修会を地域別に開催します。<br/>(5)引き続き県民総参加による学力向上の取組を充実するとともに、4 年間の成果等を総括するため、「成果発表県民大会」及び「第 5 回みえの学力向上県民運動推進会議」を開催します。<br/>(6)本県教育の充実ため、公立小中学校長を対象とした研修会を計画的に開催します。(第 1 回 4 月 3 日)</p>   |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成 25 年の刑法犯認知件数は 19,726 件で、17 年ぶりに 2 万件を下回り、前年に比べて 1,767 件、8.2%減少した。また、同年の刑法犯検挙率は 30.7%で、前年から 5.2 ポイント上昇するなど、一定の改善があった。</p> <p>しかし、平成 25 年の県民の身近で発生する街頭犯罪等の検挙率は 33.0%で、前年から 0.3 ポイント低下し、県民に強い不安を与える凶悪犯罪の検挙率も 70.8%で、前年から 2.2 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、今後より一層、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>   |
| <p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民が不安を感じる犯罪を把握し、地域ごとの犯罪発生状況をきめ細かく分析して地域の実態に即した犯罪抑止対策を実施するとともに、「三重県警察防犯の絆ネットワーク」等を活用し、犯罪発生情報等を自主防犯活動団体、自治体等へ積極的に提供するなど、情報発信活動の推進を図りました。</li> <li>・ 街頭犯罪のほか、子どもや女性に対する声掛け事案等を未然に防止することで安全な公共空間を確保し、地域住民の安心感の醸成を図ることを目的として街頭緊急警報装置を、これら犯罪等の多発地域である四日市市、津市、伊勢市に各 8 基を設置し、地域における安全性の向上を図りました。</li> </ul> <p>(2) 検挙率の向上</p> <p>県民に強い不安を与える凶悪犯罪等の早期・徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した初動捜査活動や綿密な現場鑑識活動を実施するとともに、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査を推進しました。また、刑法犯認知件数の約 8 割を占め、県民の身近で発生する窃盗犯罪の捜査を専門とする捜査第三課を警察本部刑事部に新設し、体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月 15 日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、警察官や防犯ボランティア等が連携し、街頭における広報啓発活動や各地域での防犯講話、テレビ等の各種媒体を活用した注意喚起を実施しました。また、金融機関や宅配事業者等と連携した窓口における声掛け訓練を強化し、水際阻止に向けた取組を推進しました。</li> <li>・ 「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、特殊詐欺グループの実態解明・突き上げ捜査、口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締り等を強力に推進しました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年中の刑法犯認知件数は、17,550 件で前年比 2,176 件(-11.0%)と大幅に減少し、特殊詐欺認知件数も 103 件で前年比 4 件(-3.7%)と減少しました。</li> <li>・ 平成 26 年中の刑法犯の検挙率は、前年と同率の 30.7%であり、殺人、強盗等の凶悪犯罪の検挙率は 86.7%で、前年に比べ 15.9 ポイント上昇しました。一方、特殊詐欺事件については、実行犯 10 人、27 件を検挙しましたが、前年に比べ、検挙人員は 4 人、検挙件数は 7 件それぞれ減少しました。特殊詐欺を助長する犯罪については、口座開設詐欺等で 42 人、146 件を検挙し、前年に比べ、検挙人員は 11 人減少しましたが、検挙件数は 12 件増加しました。</li> </ul> |
| <p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>1 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の安全・安心をより一層確保するため、地域ごとに発生する犯罪を的確に分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に発信し、地域住民等による自主的な防犯活動の活性化を図ります。</li> <li>・ 犯罪の発生状況や地域の実情等を踏まえ、犯罪抑止と早期検挙を目的として、犯罪が多発する地域及び繁華街等に街頭防犯カメラを整備し、地域における安全性の向上を図ります。</li> </ul> <p>2 検挙率の向上</p> <p>県民に強い不安を与える殺人、強盗等の凶悪犯罪、子ども・女性を対象とする犯罪及び侵入窃盗等の重要窃盗犯は、被害が拡大する前に早期かつ徹底して検挙する必要があります。引き続き、この種事案の発生時には、被疑者の現場検挙を目的とした初動捜査体制の早期確立、綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査の推進等により、検挙率の向上に努めます。</p> <p>3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢の被害者が多いことから、本人はもとより、家族等に対する防犯指導や広報啓発活動を推進するほか、金融機関、宅配事業者等と連携した水際対策を強化します。また、犯行に使用された口座や携帯電話等の犯行ツールに対する無力化措置を機敏かつ確実に実施し、被害の拡大防止に努めます。</li> <li>・ 平成 26 年中の県内における特殊詐欺の被害額は、約 6 億 3,140 万円と過去最悪を更新するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。引き続き、「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、突き上げ捜査等を強力に推進し、犯行拠点の摘発や犯行グループ中枢被疑者の検挙に努めるとともに、口座開設詐欺・携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進します。</li> </ul>   |



|   |
|---|
| <p>監査の結果</p>  |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(個人情報の流出防止等)<br/>(1) 個人情報を含む文書や電子媒体等を所属長の許可を得ることなく持ち出し、紛失した事案等が、平成 25 年度に公立小学校において 1 件、26 年度にも公立中学校及び県立学校において発生している。<br/>         今後は、個人情報の持ち出しにかかる許可制度を一層厳正に運用するとともに、その適正な管理について、すべての教職員に更なる周知徹底等を図り、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。<br/>         (教育総務課、小中学校教育課、高校教育課)</p>   |
| <p>講じた措置</p>  |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容<br/>         個人情報等の持ち出しや紛失は児童生徒及び保護者のプライバシーや安全を大きく損ねるだけでなく、県民の公教育に対する信頼を失墜させることにつながることから、個人情報等の適正管理について下記のとおり取組を実施しました。<br/>         平成 26 年 5 月 15 日に、県立学校に対して個人情報の適正管理についての注意喚起を通知しました。また、7 月 1 日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を開催し、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。7 月には教育委員会事務局職員に強く自覚を促すため、職員危機管理研修のテーマを「事例に学ぶ個人情報保護制度」「演習 USB メモリー紛失」とし、研修を実施しました。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、個人情報の保護等を研修のテーマとして取り上げた学校危機管理専門研修を 11 月から 12 月にかけて県内 3 カ所で実施しました。<br/>         (教育総務課)<br/>         個人情報等の適正管理に関する意識向上と未然防止に向けた組織的な取組が推進されるよう、各市町等教育委員会とおして、各学校へ周知徹底を図りました。<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年 5 月 「個人情報等の適正管理について」を各市町等教育委員会事務局所管課長へ通知</li> <li>平成 26 年 8 月 各公立小中学校の管理職や教務担当者を集めて開催する「管理職セミナー」、「教務担当者会議」等で、個人情報等の適正管理について周知徹底</li> <li>平成 26 年度中 各公立小中学校において、個人情報等の取扱いについて、「個人情報等に関するセルフチェックシート」等の資料を活用した点検を実施<br/>             (小中学校教育課)</li> </ul>         平成 25 年度には、県立高等学校では個人情報紛失に係る事案は発生していませんが、個人情報に係る管理の重要性に関する認識について、(1) 教職員の意識向上、(2) 個人情報の管理体制の確認の観点から、各校に再度指導しました。(県立学校長会議 (4 月 11 日)、県立学校教頭会研修会 (4 月 18 日))<br/>         しかし、平成 26 年 5 月に 1 件個人情報紛失事案が発生したため、当該校のみならず、すべての県立学校に対し前述 (1) (2) の指導を再度行いました。<br/>         具体的な対策事項は以下のとおりです。<br/>         (1) 意識向上に向けた取組<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。</li> <li>教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。各校の「セルフチェックシート」を活用することで、セルフチェックの習慣化を図る。</li> </ul>         (2) 個人情報の管理体制の確認<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。</li> <li>職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。<br/>             (高校教育課)</li> </ul> </p> <p>2 取組の成果<br/>         連絡会、研修会により各学校へ情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行いました。<br/>         今後も個人情報の流失の防止につながるよう、継続して職員の意識啓発を粘り強く行っていきます。(教育総務課)<br/>         各学校に配付した「セルフチェックシート」を活用した点検、管理職による指導をとおして、個人情報等の適正管理についての意識向上が図られています。<br/>         (小中学校教育課)<br/>         平成 26 年度に個人情報の紛失事案が 1 件発生しています。当該校に対し指導を行うとともに、定期考査実施時期等、適切な時期を捉えて、県立学校長会議においてすべての県立学校に注意喚起を行っています<br/>         (高校教育課)</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>平成 27 年度も「情報セキュリティ研修会」を開催するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教育委員会事務局職員を対象とした職員危機管理研修において、個人情報保護についての研修を実施します。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、学校危機管理専門研修を実施し、職員の意識啓発に努めます。<br/>         (教育総務課)<br/>         今後も引き続き、「管理職セミナー」、指導主事訪問等で、個人情報等の適正管理について周知徹底を図ります。<br/>         (小中学校教育課)<br/>         平成 27 年度以降も、年度当初の県立学校長会議、教頭会研修会で、個人情報の適正な管理について厳重に指導助言するとともに、定期考査の時期など、個人情報を多く扱うことが予想される時期に、上記 (1)、(2) の観点を踏まえて注意喚起を行ってまいります。<br/>         (高校教育課)</p>   |

|   |
|---|
| <p>監査の結果</p>  |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(服務規律の徹底)<br/>(2)平成 25 年度の懲戒処分については、飲酒運転事故等により 5 人が免職処分となるなど前年度から 6 人増の 15 人が処分されており、26 年度においても 9 月 30 日現在で、酒気帯び運転等により既に 8 人が懲戒処分となっている。これらの事案は公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、あらためてその原因を分析し、法令遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。<br/>また、運転免許が失効した状態のまま、公用車を運転していた事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、チェック体制を構築するとともに、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。<br/>(教職員課)</p>  |
| <p>講じた措置</p>  |
| <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。<br/>(2)懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。<br/>(3)県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。(4月)<br/>(4)県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。<br/>(5)初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職 6 年次研修(5月)、教職経験 11 年次研修(7月、8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職(校長、準校長及び教頭)を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。<br/>(6)依然として体罰事案が発生していることから、体罰禁止の徹底及び体罰によらない児童生徒理解に基づいた指導について、県立学校長会議や市町等教育長会議等において、周知徹底を行うとともに、引き続き、アンケート調査の実施や面談等による的確な実態把握とともに、事案発生時の迅速な報告を求めました。<br/>(7)知事部局において無免許運転で人身事故を起こし禁錮以上の刑に処せられたことにより失職となっているにもかかわらず、その事実を隠し勤務を続けていたという事案を受け、6月に臨時の綱紀粛正に係る通知を行うとともに、7月に県教育委員会事務局並びに公立学校において同様の事案が発生することのないよう、運転免許の所持の確認とともに、運転免許取消処分又は停止処分を受けた際の所属長への報告の徹底を図りました。<br/>前記運転免許所持確認の結果、保健体育課非常勤職員が運転免許を更新していなかったことが判明しました。当該職員は、運転免許所持確認の際に、自身の運転免許所持状況について所属長に対し虚偽の報告を行ったことから、当該職員に対し平成 27 年 1 月 21 日付けで懲戒処分(戒告)を行うとともに、改めて再発防止を周知したところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。<br/>(2)初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。<br/>(3)一定の教職経験者(6年次、11年次)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。<br/>(4)初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。<br/>(5)体罰の実態を迅速かつ正確に把握する情報ルートが確立されるとともに、各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られたとと考えています。<br/>(6)道路交通法遵守に対する意識向上が図られたとと考えています。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>文書による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。<br/>体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。<br/>飲酒運転や交通事故の防止に向け、年度末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>  |

|  |
|--|
| 監査の結果  |
| <p>1 事業の執行に関する意見<br/>(服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 25 年の懲戒処分については、前年の 3 人から大幅に増加し、10 人が処分されており、26 年においても 9 月 30 日現在で、既に 5 人が懲戒処分となっている。</p> <p>これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、あらためてその原因を分析するとともに、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p>また、犯罪統計原票の不適切な取り扱いにより、関係職員が書類送致されるという事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、管理を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。<br/>(警務部監察課、刑事部刑事企画課)</p>   |
| 講じた措置  |
| <p><b>平成 26 年度</b></p>   |
| <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年中は、業務上の些細なミスを取り繕おうとして非違事案につながったものや組織的な業務管理が不十分であったため発生した非違事案がありました。また、私行上の事案では、法令違反や不相応な借財に絡む事案が発生していることから、これらの要因を分析し、業務管理の徹底及び非違事案の起こりにくい環境の構築と身上指導・把握の徹底のための取組として、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 三重県警察業務指導部会の開催<br/>非違事案発生の原因を分析するとともに、非違事案の発生するリスクの高い業務領域について、協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど予防監察の充実強化を図りました。</p> <p>(2) 懲戒処分事例の情報共有<br/>全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、全職員に対する危機意識の醸成や職責を自覚させる教養を実施しました。</p> <p>(3) リカバリー教養の実施<br/>業務上の小さな失敗から、それを取り繕おうとして大きな事案に発展することがないように、失敗は起こりうるものとの前提で、その際の対応を示した「失敗リカバリー教本」を積極活用し、小さなミスを組織として対応するよう教養を実施しました。</p> <p>(4) 非違事案の起こりにくい環境の構築<br/>法改正等で既存のシステムでは業務が煩雑になり対応が困難となったものや、複数のシステムを統合することによって合理化・省力化が図れるものについて、システムの見直し、開発等を行い、業務負担の軽減を図り、非違事案の起こりにくい環境を構築しました。</p> <p>(5) 身上把握・指導に向けた教養<br/>対応の難しい私行上の事案に対する取組として、幹部職員に対する面接技能向上資料を配布し、身上把握・指導の着眼点や相手の心情を引き出しやすい技能等の教養を実施しました。</p> <p>(6) 犯罪統計原票の不適正処理事案については、当該警察署に対する原因調査、全警察署に対する同様の不適正な取扱いの有無の確認のほか、再発防止に向けた取組として、統計業務に係るチェック体制の強化を図るとともに、全警察署に対する業務指導、各種会議における指示等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年中の懲戒処分者数は 7 人で、前年と比較して 3 人の減少でありましたが、逮捕者 3 人を出すなど、警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであった状況を真摯に受け止め反省し、引き続き、職責の自覚や倫理観を醸成するソフト面での取組と非違事案の起こりにくい環境を構築するハード面での取組を推進します。</p> |
| <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p>  |
| <p>非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策を重点的に推進します。</p> <p>(1) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。</p> <p>(2) 職員の指導・支援体制の構築等、多角的な身上把握・指導の強化に努めます。</p> <p>(3) 非違事案が起こりにくい環境を構築するため、部門横断的な情報共有に努めます。</p> <p>(4) 全警察署に対する継続した業務指導を実施し、統計業務の適正化を図るとともに、厳正な業務管理を徹底し、再発防止に取り組みます。</p>   |